（情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官）

第四十四条の二　情報通信政策課に、情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官一人を置く。

［２・３　略］

４　総合通信管理室は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

５　総合通信管理室に、室長を置く。

６　［略］（情報活用支援室及び新事業支援推進官）

第四十五条　情報流通振興課に、情報活用支援室及び新事業支援推進官一人を置く。

［２・３　略］

［削る］

４　［削る］

［削る］

４　［略］（企画官）

第七十六条　本省に、企画官一人を置く。

［２　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（情報通信経済室及び調査官）

第四十四条の二　情報通信政策課に、情報通信経済室及び調査官一人を置く。

［２・３　同上］

［新設］

４　［新設］

［同上］

（情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官）

第四十五条　情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。

［２・３　同上］

４　情報流通高度化推進室は、電気通信システム（電気通信設備の集合体であって情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関する事務のうち民間における情報の電磁的流通の高度化の推進に係る事務をつかさどる。

５　情報流通高度化推進室に、室長を置く。

６　デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第七十九条第八号に規定する事務に限る。）のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。

７　デジタル企業行動室に、室長を置く。

８　［同上］（企画官）

第七十六条　本省に、企画官二人を置く。

［２　同上］

○厚生労働省令第百一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日　　厚生労働大臣　後藤　茂之

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 **第十七条の二の五**　第百十五条第一号の両立支援等助成金として、第百十六条第一項に規定するもののほか、令和四年三月一日から同年九月三十日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。 ２～４　（略）	**附　則** **第十七条の二の五**　第百十五条第一号の両立支援等助成金として、第百十六条第一項に規定するもののほか、令和四年三月一日から同年六月三十日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。 ２～４　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年七月一日から施行する。

（経過措置）

２　雇用保険法施行規則附則第十七条の二の四第一項に規定する育児休業等支援コース助成金は、令和四年七月一日から同年九月三十日までの間における同項第一号イ又はロの有給休暇については、支給しないものとする。

○厚生労働省令第百二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第五項並びに第十八条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日　　厚生労働大臣　後藤　茂之

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医師の届出） **第三条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人	（医師の届出） **第三条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人